

もし火災が起きてしまったら、

逃げる

炎が拡大しているときは、無理に消火せず、すぐ避難しましょう。



落ち着いて

煙が広がってきたら、タオルやハンカチなどを口にあて、姿勢を低くして避難しましょう。



引き返さない

一度避難したら、絶対に引き返さないようにしましょう。



周りの人に伝えよう

外に避難して隣近所の人に知らせましょう。



ついでますか？

設置は義務です

住宅用火災警報器

10年経ったら交換しましょう



必要な場所

- ◆ 寝室
- ◆ 台所
- ◆ 階段

◆船橋市消防局では、高齢者宅へ住宅用火災警報器の取り付けにお伺いします。詳細についてはお問い合わせください。



★お問合せ先★

船橋市消防局予防課

047-435-1114